

社会福祉法人常心福社会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人常心福社会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及びその他の委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態により業務に応じた報酬を支給することとし、給与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

(1) 報酬については、別表第1のとおりとする。また、役員等が会議に出席したとき又は出務したときは費用弁償として路程1キロメートル当たり25円を支給する。ただし、距離片道4キロメートル未満の者には支給しない。

(2) 役員等が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

(3) 前号の費用弁償の額は、別表第2左欄に規定する役員等について、それぞれ同表右欄に定める額とする。

(4) 前号に定めるもののほか、役員等に支給する費用弁償の額については、社会福祉法人職員旅費規程の規定による職員に支給する旅費の例による。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等のうち、理事長の報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。その他の役員等に対する報酬は、会議等に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 理事長の月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。
- 2 社会福祉法人常心福社会役員報酬に関する規程(平成19年12月7日施行)は、この規程の施行をもって廃止する。
- 3 社会福祉法人常心福社会役員及び評議員費用弁償規程(平成13年4月1日施行)は、この規程の施行をもって廃止する。

別表第1

職 名	報 酬
理事長	月額 100,000円
理事	日額 4,000円
監事	日額 4,000円
評議員	日額 4,000円
評議員選任・解任委員	日額 3,000円
第三者委員	日額 3,000円
その他理事長が必要と認めた者	日額 3,000円

(注)1 この表による日額報酬の支給は、出務日数に応じその都度支給する。

別表第2

区分 職務	車賃(1キロメートル当たり)	鉄道賃・船賃	日 当	宿 泊 料
別表第1の職名の者	25円	普通旅客運賃	2,000円	実 費